

# 桜井

号外

2020年3月

## 区画整理ニュース



### 安城桜井駅周辺特定土地区画整理審議会委員を改選しました

#### 土地所有者の委員(敬称略)

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 山本 正志 (桜井町)  | 竹内由満子 (桜井町) | 岡本 重幸 (東町)   |
| 谷崎 正憲 (桜井町)  | 川澄 英治 (桜井町) | 岡田 英司 (桜井町)  |
| 条 招正 (桜井町)   | 稲垣 正樹 (小川町) | 都築 克洋 (姫小川町) |
| 都築 洋一 (姫小川町) | 岡田 俊一 (桜井町) |              |

#### 借地権者の委員(敬称略)

あいち中央農業協同組合 代表理事組合長 石川 克則 (御幸本町)

#### 学識経験者の委員(敬称略、順不同)

山本 清堯 岡田 憲一 大見由紀雄

あこがれタウン  
さくらい

21世紀の安城市の拠点づくり

安城市

## 審議会委員選挙の結果のお知らせ

令和2年1月23日に安城桜井駅周辺特定土地区画整理審議会委員の5年間の任期が満了となり、委員が改選されました。

土地所有者11名、借地権者1名の計12名が立候補され、定員と同数のため、無投票で全員当選となりました。この改選で10名の方が留任となり、新たに2名の方が当選されました。そして、施行規定により市長に選任された、土地区画整理事業について学識経験を有する3名の委員をあわせて、合計15名となります。委員の任期は令和2年1月24日から5年間です。

## 『土地区画整理審議会』とは？

令和2年1月24日より新たな委員を迎え、審議会が行われます。そこで、改めて「土地区画整理審議会」について説明します。

### ● 土地区画整理審議会とは？

土地区画整理事業を適正に進めるために、市が施行する土地区画整理事業に設置が義務付けられている諮問機関です。事業を進めるにあたって、「審議会の意見を聞かなければいけない事項」や「審議会の同意が必要な事項」があります。

### ● 委員の構成は？

土地所有者及び借地権者の代表と、学識経験者で構成されています。安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の場合、定数は15名です。それぞれの構成は次のとおりです。

- ①土地所有者 11名    ②借地権者 1名    ③学識経験者 3名

### 問い合わせ

安城市役所 都市整備部 区画整理課

TEL. 0566-76-1111(代表)

0566-71-2261(直通)



不要になったら、リサイクルへ  
雑がみとして出してください。



環境にやさしい植物油  
インキを使用しています。



幸せつながる健幸都市

安 城